

平成 27 年 3 月 24 日

IOSCO による最終版「信用格付会社の基本行動規範」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「信用格付会社の基本行動規範」と題する最終報告書（以下、「本報告書」という）を公表した。本報告書には、現行の信用格付会社の基本行動規範（IOSCO CRA コード）に対する重要な改訂及び更新が含まれている。

IOSCO CRA コードの改訂は、以下を目的として行われている。

- 1) 格付プロセスの適正性の確保、利益相反の管理、透明性の提供、非公開情報の保護に係る規定を改善することによる IOSCO CRA コードの強化
- 2) ガバナンス、職員訓練及びリスク管理に関する規定の追加による IOSCO CRA コードの強化
- 3) 主要文言の定義の追加、既存の定義の修正、用語の更新、テーマ別にグループ分けするための現行規定の再構成、無関係な文言の削除による IOSCO CRA コードの明確性の改善

新しい IOSCO CRA コードは、信用格付会社の登録制度及び監視制度と調和して機能し、引き続き信用格付会社の自己統治に係る国際基準としての役割を果たすことを意図している。

当該改訂は、一部は、IOSCO メンバーの信用格付会社の監督における経験を基に行われている。また、格付プロセスの適正性を高めるために信用格付会社が構築している主要リスクの管理や利益相反を管理するために構築された手続に関する調査報告書を含む、IOSCO の信用格付会社に係る委員会における活動も、参考にして行われている。

IOSCO CRA コードは、格付プロセスの適正性の保護、発行者や格付利用者（投資家を含む）の公平な取扱い、発行者から提供された重要な非公開情報の保護に関して、適正で実務的な一連の手法を、指針及び枠組みとして、信用格付会社に提供することを目的としている。

IOSCO CRA コードは、信用格付会社の活動に係る法律を有する国がほとんどない、2004 年に初めて公表された。その後、信用格付会社が頼る情報の質に対する

懸念、既存の格付を見直し適切に格下げを行うことが遅すぎたという指摘、そして金融仕組商品の組成方法に関して信用格付会社が発行者に対して助言を行うことにより生じ得る利益相反、に対応する重要な規定を含めるために、世界的な金融危機後の 2008 年に改訂された。

2014 年 2 月に IOSCO は、信用格付会社は現在地域当局及び国内当局による監督を受けている事実を踏まえ、IOSCO CRA コードの改訂を提案する市中協議報告書を公表した。

本報告書では、市中協議報告書で提案されていた IOSCO CRA コードからの修正履歴が示されている。また、2008 年の IOSCO CRA コードと本報告書との違い、市中協議を受けて行った修正についても、簡潔に説明されている。